

第3次印西市ごみ減量計画



印西市マスコットキャラクター

いんざい君

令和3年3月
千葉県印西市

・・・【目次】・・・

I. 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間及び人口推計	2
4. 計画策定の手法	3

II. ごみ処理の現状

1. 家庭系ごみの分別基準	4
2. ごみ排出量の推移	6
2-1 総排出量の推移	6
2-2 家庭系ごみ量の推移	7
(1) 燃やすごみ	8
(2) 燃やさないごみ	8
(3) 粗大ごみ	9
(4) 資源物	9
2-3 事業系ごみ量の推移	10
2-4 ごみ処理経費の推移	11

III. ごみ減量の目標

1. 国におけるごみ減量目標	12
2. 千葉県におけるごみ減量目標	12
3. 印西地区環境整備事業組合におけるごみ減量目標	13
4. 本市での減量目標の設定	13
4-1 目標の設定と方向性	13
4-2 家庭系ごみ（資源物を除く）の目標	13
4-3 資源物の目標	14
4-4 事業系ごみの目標	14
4-5 目標値の年度・細目別一覧	15
【参考】減量に向けた主な取り組みの減量量試算	16

IV. ごみ減量のための行動計画（取組）について

1. 基本理念	1 8
2. 目標達成に向けた施策の展開	1 8
アクション1 ごみの排出抑制.....	1 9
1-1 食品ロスの削減	1 9
1-2 生ごみの減量	1 9
1-3 剪定枝の減量	2 0
1-4 事業系ごみの減量	2 0
1-5 ごみ処理手数料	2 0
アクション2 ごみの分別・リユース・リサイクル.....	2 1
2-1 資源物の分別	2 1
2-2 資源回収	2 1
2-3 リユース	2 1
アクション3 情報発信・教育.....	2 2
3-1 情報発信	2 2
3-2 環境学習	2 2
3. 各施策の実施時期.....	2 3

V. 計画の進行管理

2 4

【資料編】

資料1	用語集
資料2	清掃事業の沿革
資料3	ごみ収集運搬フロー図及びごみ処理フロー図
資料4	第3次ごみ減量計画に係る経緯及び印西市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

I. 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会活動は、私たちに快適な生活環境をもたらす一方で、地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など環境に大きな負荷を与えています。このような環境に対する負荷を低減させ、かつ、資源の少ない我が国が「持続可能な社会」を創り上げるためには、いかにごみを減量し、ごみを含む限りある資源を有効に活用するかが大きな課題となっています。

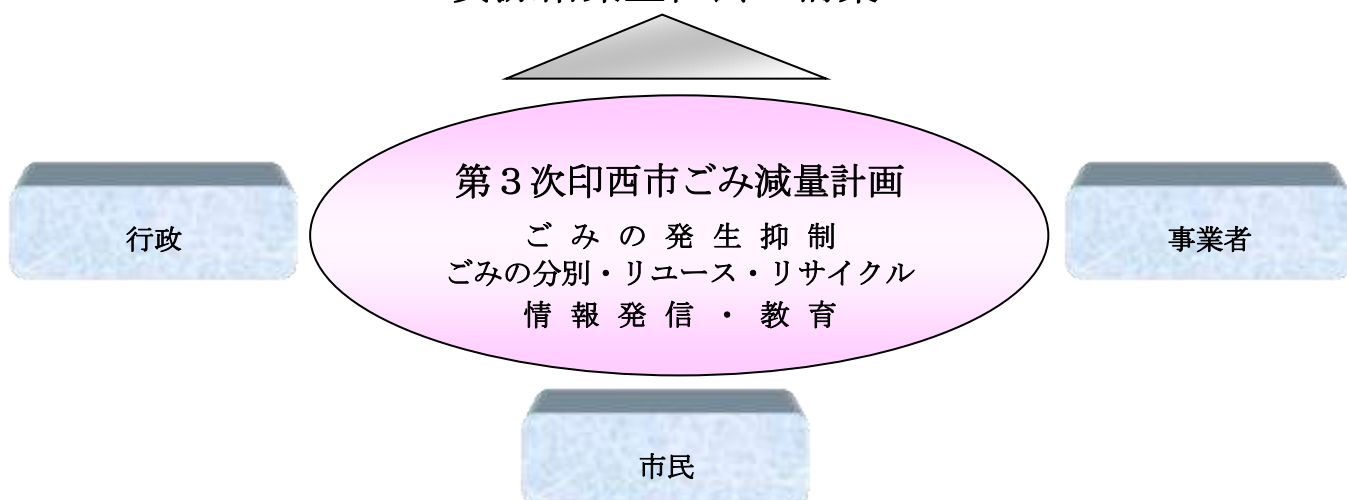
国においては、21世紀の社会のあり方として、環境と経済を持続的に発展させる「循環型社会」の考え方を重視しており、その実現に向け平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、平成30年6月には新たに第4次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。また、印西市、白井市及び栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、印西地区全体のごみ処理の基本計画として、「印西地区ごみ処理基本計画」を平成31年3月に策定しています。

印西市では、環境負荷が少なく、資源を循環して活用する社会、いわゆる「資源循環型社会」の構築を目指し、ごみの減量化・資源化を行い持続可能な「資源循環型社会」への転換を図るため、平成14年1月に初めて「印西市ごみ減量計画」を策定してから、平成24年度に策定した第2次ごみ減量計画まで、市民や事業者と連携してごみの減量化・資源化に取り組んだ結果、一定の削減効果が見られています。そして、現在の計画は令和2年度で満了を迎えます。

しかしながら、本市の廃棄物を取り巻く現状を見ると、開発による人口増や企業進出によるごみ量の増加、共同処理を行っている印西地区環境整備事業組合における次期中間処理施設整備事業への影響、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響など、市は更なるごみ減量化施策を推進していくことが求められています。

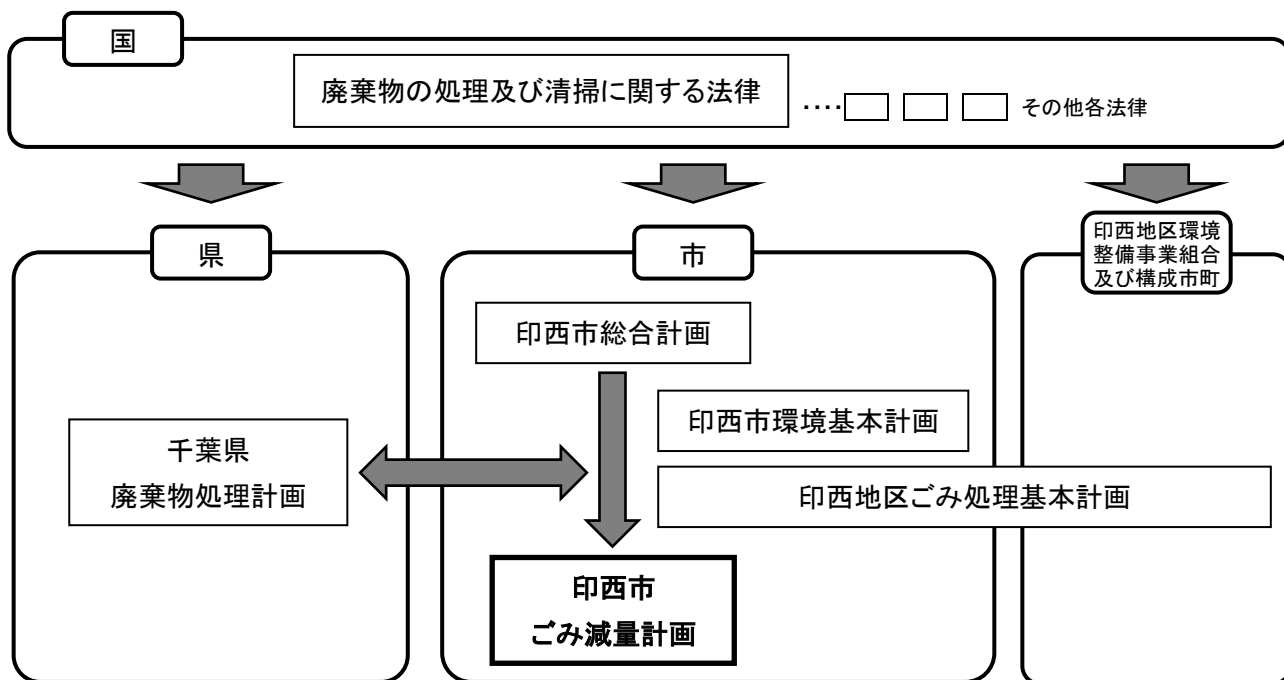
こうした現状を踏まえ、持続可能な「資源循環型社会」への転換を更に進めていくため、令和3年度から令和12年度までを計画期間とした「印西市ごみ減量計画」（以下「本計画」という。）を策定し、今後の本市におけるごみの減量化・資源化に向けて取り組むべき効果的な施策等を継続していくこととします。

資源循環型社会の構築



2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく法定計画として策定された「千葉県廃棄物処理計画」及び「印西地区ごみ処理基本計画」と整合を図り、「印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成8年条例第10号）」の趣旨に基づき、市の最上位計画である「印西市総合計画」におけるごみの減量等に関する具体的な計画として位置付け定めるものです。



3. 計画期間及び人口推計

計画期間としては、令和3年度を初年度とし、令和7年度を中間目標年度、令和12年度を最終目標年度とします。なお、社会経済情勢の変化や廃棄物・リサイクルに関する法律・制度及び関係する計画に見直しがあった場合、必要な見直しを行います。

また、令和12年度の最終目標年度における推計人口は、「印西市総合計画」における人口推計を参考に、表1-1のとおり109,300人とします。

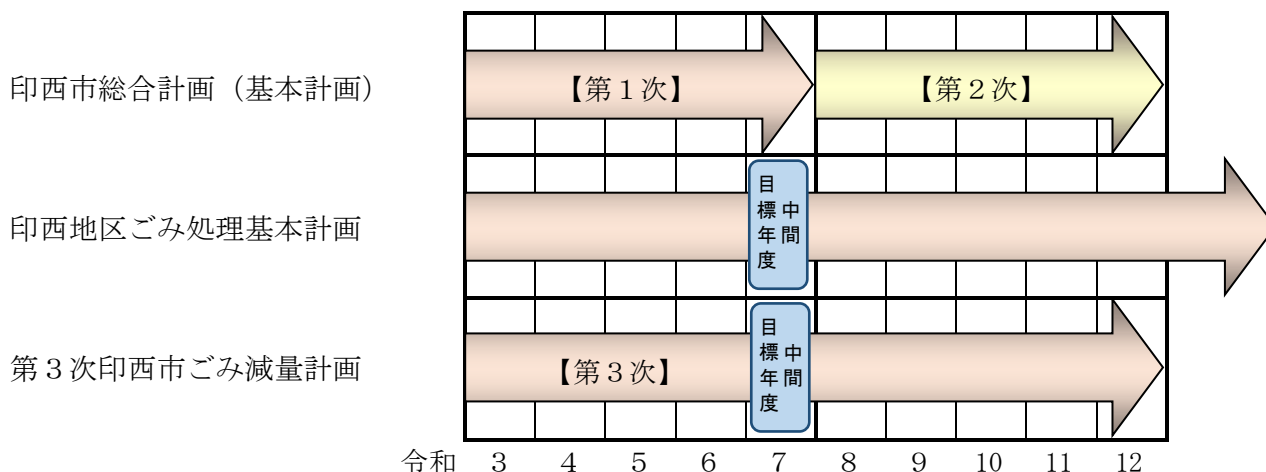


表 1-1 将来推計人口

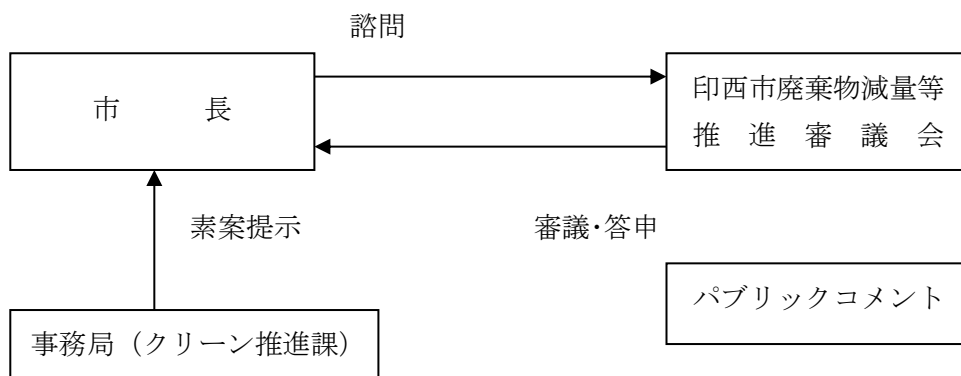
(各年10月1日)

年 度	人口 (外国人登録含む) 人	備 考
令和3年度	106,000	
令和4年度	107,800	
令和5年度	109,600	
令和6年度	109,700	
令和7年度	109,800	中間目標年度
令和8年度	109,900	
令和9年度	110,000	
令和10年度	110,100	
令和11年度	109,700	
令和12年度	109,300	最終目標年度

※ 令和元年12月6日付け企画政策課長発「次期総合計画期間における将来人口等の推計結果について (通知)」による

4. 計画策定の手法

本計画の策定にあたっては、財政的な裏付けや市民、事業者との協働体制づくりといった課題を有するため、行政において素案を作成し、市民等の意見が反映されるよう識見者、市民、事業者によって構成される印西市廃棄物減量等推進審議会（委員数12名）の意見・意向及びパブリックコメントにおける意見を踏まえ策定いたしました。



Ⅱ. ごみ処理の現状

1. 家庭系ごみの分別基準

	燃やすごみ	燃やさないごみ	有害ごみ	粗大ごみ	資源物
品 目	台所ごみ (料理くず等の厨 芥類など) 木くず (板切れ・竹・庭 木・小枝・枯木な ど) プラスチック 類 (カセット・ビデ オテープ・CD・ おもちゃなど) 皮革類 (カバン・ランド セル・ベルトな ど) 紙くず類 (ちり紙・ラミネ ート加工紙など 資源物以外) その他 (ぬいぐるみ・ク ッション・座布 団など)	ガラス類 (板ガラス・コップ や割れたものな ど) 陶磁器類 (茶碗・皿・植木鉢な ど) 金属類 (油缶・なべ・フライ パン・やかん・刃物 など) その他 (針金・電気コード・ 使い捨てライター ・電子体温計・ 傘・枝きりばさみ・ 空気入れ・給油ポ ンプ(電動式)・パ ットなど)	乾電池 (充電式電池・ボタ ン型電池を除く、 なお、回収ボック スに入らないコ イン型電池は通 常の乾電池扱い) 温度計類 蛍光管 水銀入り体温計	家具類 (机・椅子・タンス・ ベッド・ジュータ ンなど) 家庭用電化製品 (掃除機・電子レン ジ・ストーブ・扇 風機・ステレオ・ ガスレンジ・炊飯 器・ポット・ラジ カセ・トースター など) 寝具類 (布団・毛布など) その他 (自転車・スキー 板・木材(長さ1.8 m以内)など 注指定袋に入らな い燃やすごみ及 び燃やさないご みは粗大ごみの 分別となります。	ビン類 (ジュース・酒・ビ ール・化粧品のビン など) カン類 (缶ビール・缶ジュ ース・缶詰など) 紙類 (新聞紙・雑誌・雑 がみ・段ボール・ 紙パックなど) 布類 (古着・シャツな ど) ペットボトル (飲料・酒・しょう ゆボトルなど) プラスチック製 容器包装 (食品トレイ・卵パ ック・洗剤ボト ル・外袋・ラップ 発砲スチロール 箱など) スプレー缶・カ セット式ガスボ ンペ 廃食油 小型家電 (ドライヤー・ひげ 剃りなど)

収集できないごみ

(1) 事業活動等によって生じた産業廃棄物(木屑、紙屑、繊維屑を除く)

- ①廃プラスチック類(発泡スチロール、ポリフィルム、塩化ビニールシート、農業用ビニール、塩ビパイプ、ポリ容器、プラスチック成形物等) ②金属くず(業務用金属カン、金属製品具、金属製機械、農機具、金属製家具、金属を含む不用物等) ③ガラス及び陶磁器くず(業務用ビン、事業所の蛍光管、ガラスを含む不用物、瓦、土器・陶器、磁器くず)

④がれき類（石膏ボード、コンクリートの破片等の建設廃材） ⑤ゴムくず ⑥汚泥 ⑦燃え殻 ⑧廃油 ⑨廃酸 ⑩廃アルカリ ⑪銚さい ⑫ばいじん ⑬家畜のふん尿 ⑭家畜の死骸 ⑮動植物性残渣 ⑯動物系固形不要物 ⑰産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの

(2) 廃棄物関係法令等により指定されているもの

①冷蔵庫（冷凍庫） ②テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式） ③洗濯機 ④エアコン（室外機含） ⑤パソコン（ノート型 ディスクトップ型、ブラウン管式、液晶式ディスプレイ） ⑥衣類乾燥機 ⑦スプリング入りマットレス ⑧タイヤ ⑨注射器 ⑩小型二次電池（充電して繰返し使える電池） ⑪オートバイ等

※ ①から⑥までの電化製品は分解したものを含む

※ ⑪オートバイは、メーカーによる自主回収システムによる

(3) 爆発及び発火の恐れがあるもの

①発炎筒 ②火薬類 ③導火線・花火・マッチ（水に十分浸してないもの） ④石油類 ⑤薬品（農業、科学、医療用等） ⑥シンナー ⑦塗料等

(4) 破砕機で処理できないもの

①太陽熱温水器 ②受水槽 ③浴槽 ④大型流し台 ⑤大型機械製品 ⑥自動車部品 ⑦耐火金庫 ⑧ワイヤー類 ⑨ブロック ⑩レンガ ⑪消火器 ⑫ガスボンベ ⑬バッテリー ⑭スプリング類

2. ごみ排出量の推移

2-1 総排出量の推移

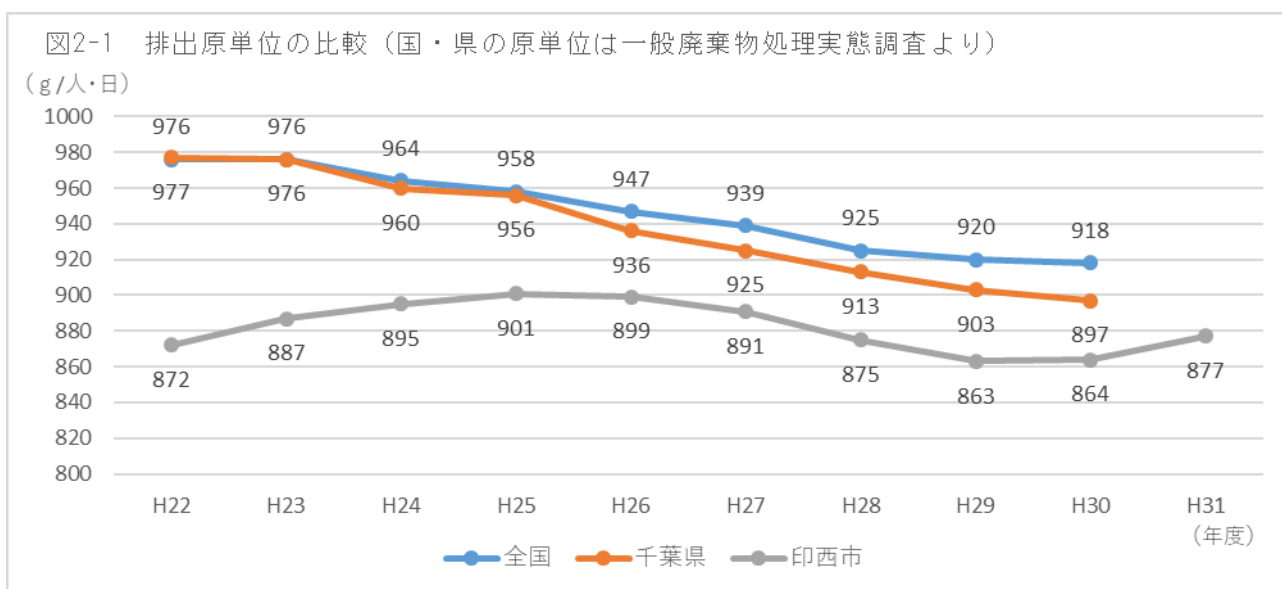
本市のごみの総排出量は、人口の増加や事業所の増加により、表 2-1 のとおり年々増加傾向にあります。排出原単位（1人1日当たりの排出量）については、平成25年度をピークに平成29年度まで減少してきましたが、平成30年度からは、増加に転じています。令和元年度の大幅な増加の要因としては、台風等自然災害の影響等によるものと考えられます。

なお、図 2-1 のとおり、印西市の排出原単位は、全国及び千葉県の下回っています。

表 2-1 印西市のごみ排出量

年度	家庭系		事業系		総排出量 (t)	年度末人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)
	排出量 (t)	構成比 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)			
22	23,798	82.6	5,009	17.4	28,807	90,529	872
23	24,050	80.9	5,673	19.1	29,723	91,505	887
24	24,100	79.8	6,106	20.2	30,206	92,489	895
25	24,321	79.5	6,285	20.5	30,606	93,085	901
26	24,196	78.8	6,492	21.2	30,688	93,494	899
27	24,310	78.3	6,733	21.7	31,044	95,185	891
28	24,421	78.6	6,668	21.4	31,089	97,321	875
29	24,460	78.4	6,756	21.6	31,216	99,133	863
30	24,761	77.4	7,235	22.6	31,996	101,406	864
31(元)	25,819	77.5	7,501	22.5	33,320	103,794	877

排出原単位は、総排出量をグラムに換算し、人口及び年間日数で除して算出します。



2-2 家庭系ごみ量の推移

総排出量のうち家庭系ごみについては、図 2-2 に見られるとおり平成 22 年度の 23,796 トンから、平成 30 年度の 24,762 トン台までほぼ横ばいの傾向を示していたものの、令和元年度に 25,818 トンと増加しています。排出原単位に置き換えると、図 2-3 のとおり平成 22 年度の 720 グラム／人・日から減少傾向にありましたが、令和元年度は増加しています。増加の理由は 1-1 の総排出量と同様と考えられます。

図2-2 家庭系ごみ排出量の推移

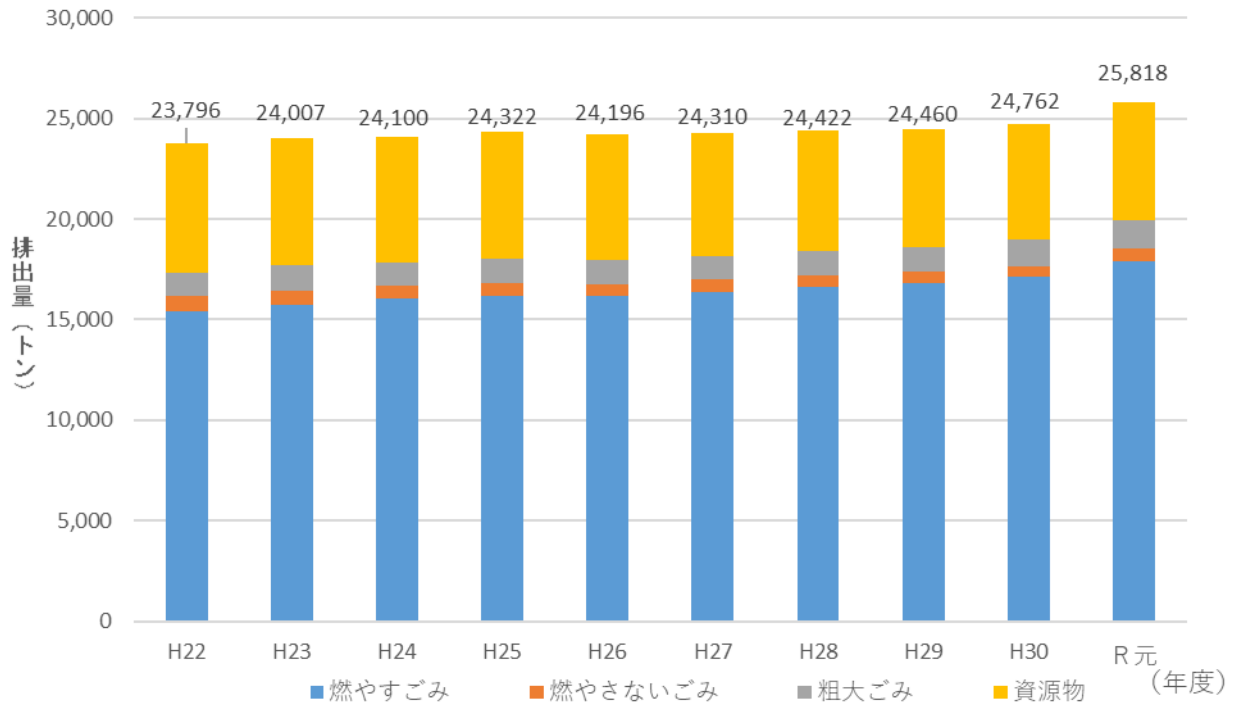
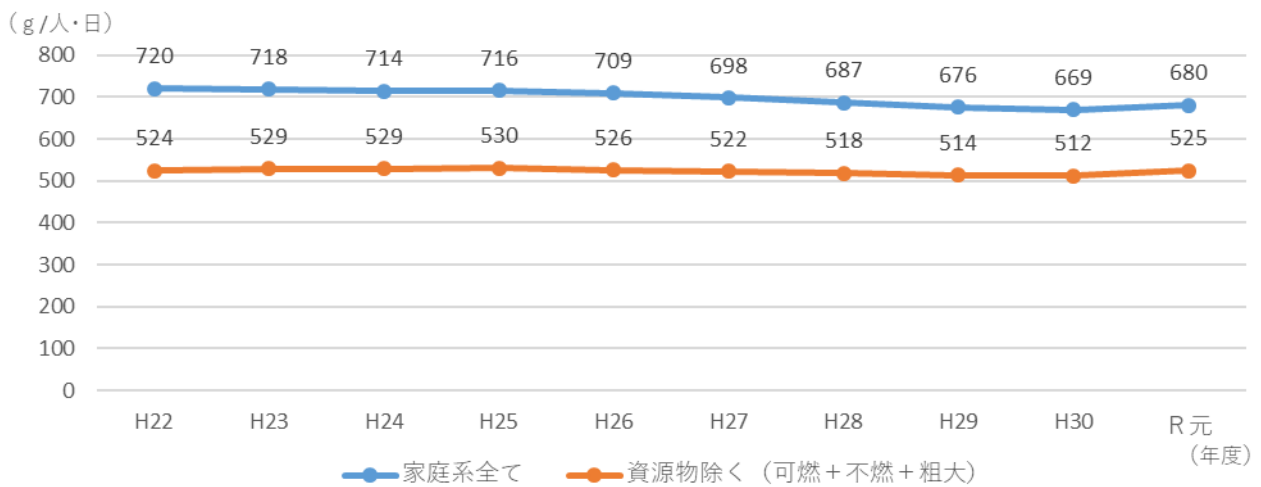


図2-3 家庭系ごみ排出量原単位の推移

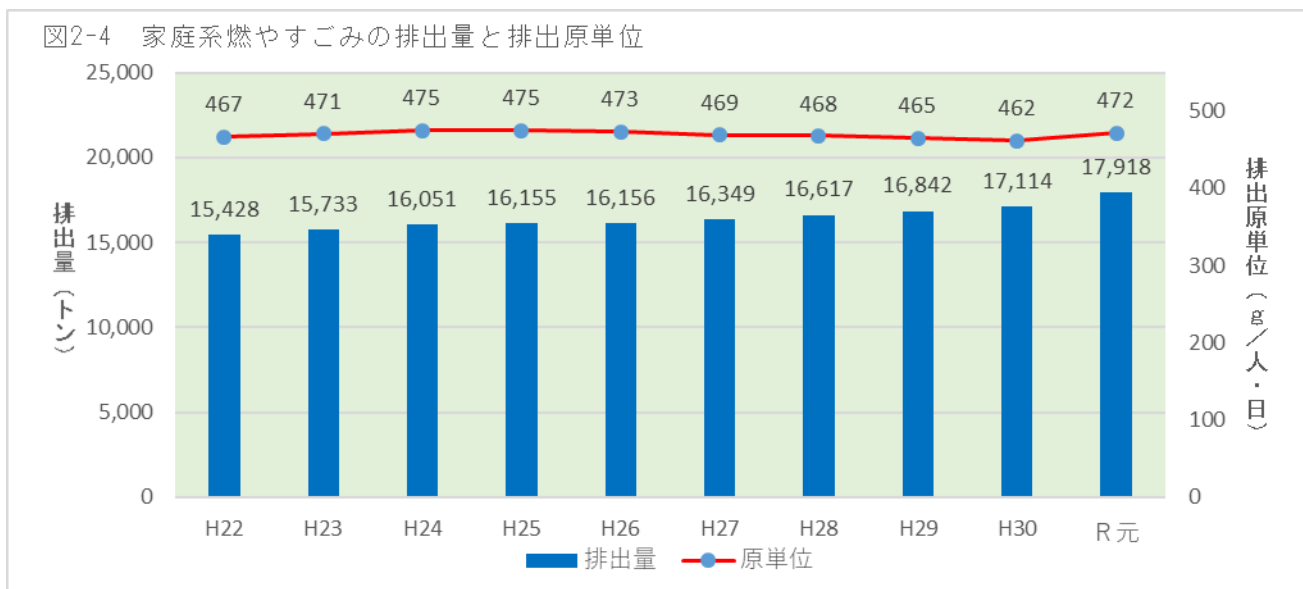


(1) 燃やすごみ

可燃ごみは、家庭系ごみの分類の中では約7割と最も比率が高くなっており、図2-4のとおり排出量、排出原単位ともに家庭系ごみ総排出量とほぼ連動した傾向を示しております。

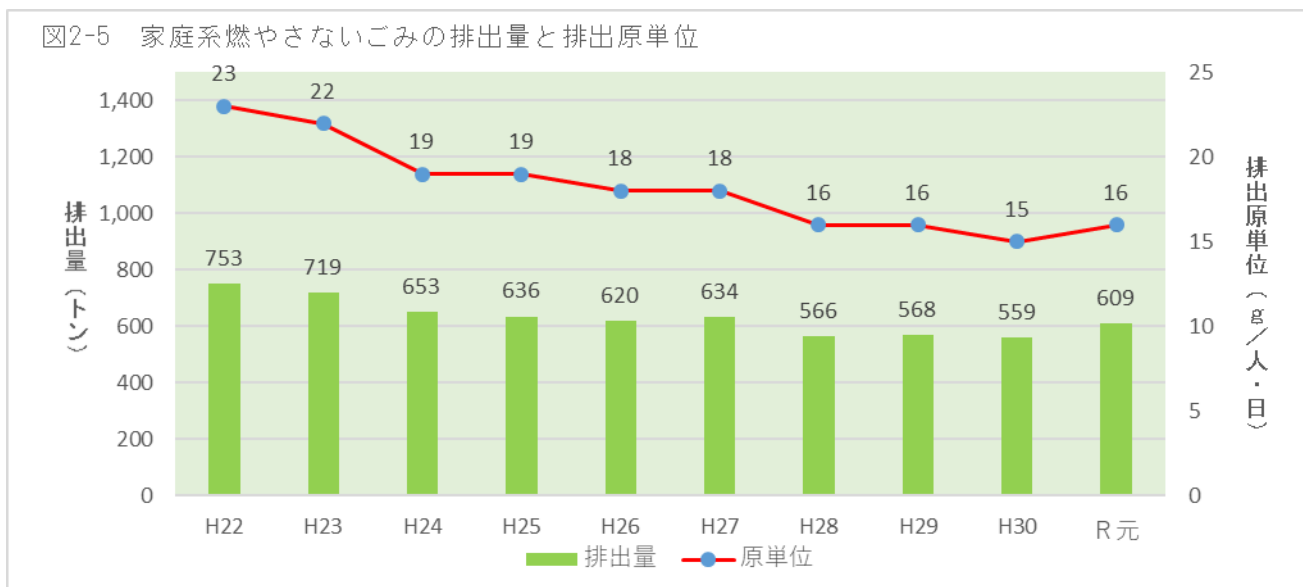
排出量については、人口の増加もあり増加傾向にありますが、原単位については、減少傾向で推移しており、ごみの減量化の意識が浸透してきたことが、排出原単位の数値に表れています。

なお、令和元年度は台風等自然災害の影響等により増加していると考えられます。



(2) 燃やさないごみ

燃やさないごみ量は、図2-5のとおり排出量、排出原単位とも年々減少傾向で推移しています。



(3) 粗大ごみ

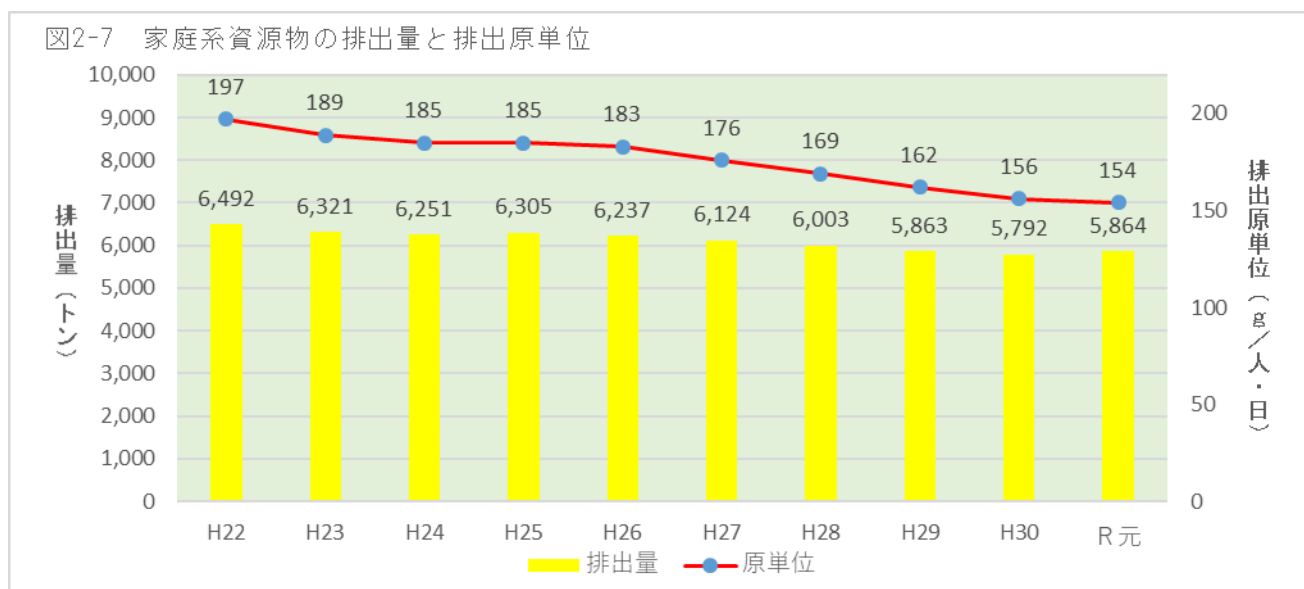
粗大ごみ量は、図 2-6 のとおり排出量は増加傾向にあります。排出原単位は横ばいの状況となっています。なお、令和元年度は台風等自然災害の影響等により増加していると考えられます。



(4) 資源物

有価物集団回収を含めた資源物全体としての排出量は、図 2-7 のとおり排出量、排出原単位ともに年々減少傾向となっています。

これはデジタル化による紙類の減や、資源店頭回収の利用、容器の軽量化が要因と考えられます。

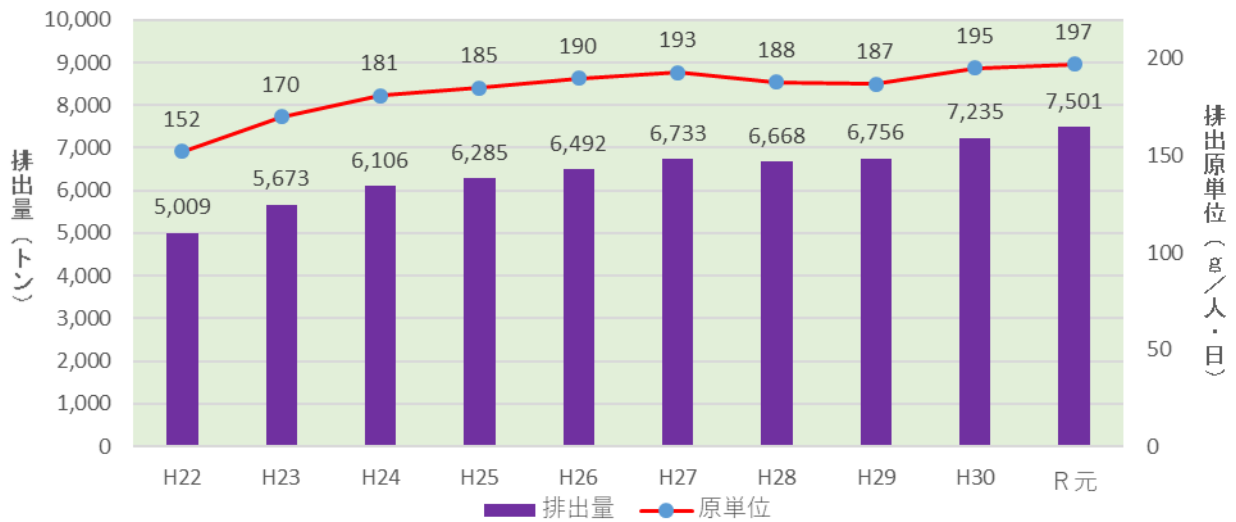


2-3 事業系ごみ量の推移

事業系ごみの排出量は、千葉ニュータウン区域や工業団地等への企業の立地など、産業活動の活性化により、増加しています。

なお、事業系ごみ自体の組成としては常に可燃ごみの比率が86～96%と圧倒的に高くなっています。

図2-8 事業系ごみの排出量と排出原単位



2-4 ごみ処理経費の推移

本市の近年におけるごみ処理に要した経費の推移は表 2-3 のとおりです。また、人口 1 人当たりの処理経費は表 2-4、ごみ量 1 kg 当たりの処理経費は表 2-5 のとおりです。

可燃ごみ及び粗大ごみの量が増加していることに伴い、収集運搬費も増加している傾向にあります。

表 2-3 ごみ処理経費の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収集運搬費 (家庭系)	可燃ごみ	158,309	160,915	164,099	170,651	179,780
	不燃ごみ	10,346	9,123	8,820	8,975	9,869
	粗大ごみ	27,900	28,072	28,072	28,267	31,209
	資源物	106,075	106,168	104,478	106,888	114,642
中間処理・最終処分費 (事業系含む)		595,171	549,016	589,606	621,303	599,325

※ 資源物売払い料金、事業系ごみ処理手数料等の歳入は含まれておりません。

※ 中間処理・最終処分費は、一般廃棄物処理実態調査における印西地区環境整備事業組合の中間処理費及び最終処分費の合計を総ごみ量で按分して印西市の分を計算しています。

表 2-4 人口 1 人当たりの処理経費

(単位：円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収集運搬費 (家庭系)	可燃ごみ	1,663	1,653	1,655	1,683	1,732
	不燃ごみ	109	94	89	89	95
	粗大ごみ	293	288	283	279	301
	資源物	1,114	1,091	1,054	1,054	1,105
中間処理・最終処分費 (事業系含む)		6,253	5,641	5,948	6,127	5,774

※ 人口は年度末人口で計算しています。

表 2-5 ごみ量 1 kg 当たりの処理経費

(単位：円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収集運搬費 (家庭系)	可燃ごみ	9.7	9.7	9.7	10.0	10.0
	不燃ごみ	16.3	16.1	15.5	16.1	16.2
	粗大ごみ	23.2	22.7	23.6	21.8	21.9
	資源物	25.6	25.7	25.7	26.7	27.5
中間処理・最終処分費 (事業系含む)		20.5	18.8	20.0	20.6	19.0

Ⅲ. ごみ減量の目標

1. 国におけるごみ減量目標

国におけるごみの減量目標については、平成30年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」で表3-1のとおり目標設定されています。

表3-1 国における減量化・資源化目標

	令和7年度 〔2025〕 (目標年度)
1人1日当たりのごみ排出量 (g)	約850
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g) (資源物除く)	約440
一般廃棄物の出口側の循環利用率 (%)	約28

2. 千葉県におけるごみ減量目標

千葉県におけるごみの減量目標については、「第10次千葉県廃棄物処理計画」で表3-2のとおり目標設定されています。

表3-2 千葉県における減量化・資源化目標 (基準年度は実績値)

	平成30年度 〔2018〕 (基準年度)	令和7年度 〔2025〕 (目標年度)
排出量 (万トン)	206	183
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g)	507	440
出口側の循環利用率 (%)	22.4	30

3. 印西地区環境整備事業組合におけるごみ減量目標

ごみの共同処理を行っている印西地区環境整備事業組合におけるごみ減量目標については、「印西地区ごみ処理基本計画（平成31年3月）」において設定している目標は表3-3のとおりとなっています。

表3-3 印西地区環境整備事業組合における減量化・資源化目標（基準年度は実績値）

	平成29年度 [2017] (基準年度)	令和7年度 [2025] (中間目標年度)	令和15年度 [2033] (最終目標年度)
総ごみ排出量原単位（g/人・日）	837.2	754.6	688.2
家庭系ごみ排出量原単位* （g/人・日）	652.9	585.3	517.5
家庭系ごみ（資源物を除く） 排出量原単位（g/人・日）	503.2	454.6	405.6
家庭系資源物排出量原単位 （g/人・日）	149.7	130.8	111.8
事業系ごみ排出量（t/日）	33.9	32.8	31.8

※ 端数調整の都合上、原単位の合計が一致しない場合があります

4. 本市での減量目標の設定

4-1 目標の設定と方向性

本市のごみ減量・資源化における数値目標の設定については、印西地区ごみ処理基本計画が掲げる数値目標を参考にし、家庭系ごみ（資源物を除く）、資源物、事業系ごみについて、各々の目標を設定します。なお、社会経済情勢の変化や廃棄物・リサイクルに関する法律・制度及び関係する計画に見直しがあった場合、必要な見直しを行います。

本計画の目標年度は、中間目標年度を印西地区ごみ処理基本計画の中間目標年度に合わせて令和7年度、最終目標年度を令和12年度としていますが、各年度においてもそれぞれ目標値を設定して計画の進捗や事業の達成度を常に評価していくものとします。

4-2 家庭系ごみ（資源物を除く）の目標

家庭系ごみ（資源物を除く）は、総排出量に対する割合が高く、本計画では最も重要な項目として位置付けられます。

目標年度ごとの目標値は、印西地区ごみ処理基本計画を基本に表3-4の通り設定します。

また、目標達成の進行管理を適切に行うため、ごみの分別区分（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）ごとに数値目標を設定するものとします。

表 3-4 印西市のごみ減量・資源化目標

	令和元年度 〔2019〕 (現状)	令和7年度 〔2025〕 (中間目標年度)	令和12年度 〔2030〕 (最終目標年度)
家庭系ごみ(資源物を除く) 総排出量(t)	19,954	18,218	16,914
家庭系ごみ(資源物を除く) 排出量原単位(g/人・日)	525.3	454.6	424.0

4-3 資源物の目標

資源物については、9ページの資源物の推移のとおり減少傾向にありますが、家庭ごみには相当量の資源対象物が含まれていることから、有価物集団回収事業と並行して分別の徹底を推進していき、トータルとしてのごみの減量化を図ります。

目標としては、家庭系ごみの総排出量における資源物の割合を現状の値(22.7%)に保つこととし、印西地区ごみ処理基本計画における家庭系ごみ排出量原単位の目標数値から算出した値とします。

表 3-5 印西市の資源化目標

	令和元年度 〔2019〕 (現状)	令和7年度 〔2025〕 (中間目標年度)	令和12年度 〔2030〕 (最終目標年度)
家庭系資源物総排出量(t)	5,864	5,350	4,967
家庭系資源物排出量原単位 (g/人・日)	154.4	133.5	124.5

4-4 事業系ごみの目標

本市の事業系ごみについては、前述のとおり千葉ニュータウン区域や工業団地等への企業の立地など、産業活動の進展が見込まれますので、今後も増加傾向が予測されます。

こうした中、影響力の大きい多量排出事業者などに対しては、発生抑制・資源化に関する意識啓発や指導を強化し、減量を図ります。

事業系ごみの排出目標は、印西地区ごみ処理基本計画を基本に令和元年度の構成市町の事業系ごみの排出量割合から表 3-6 のとおり設定しました。

表 3-6 印西市事業系ごみ排出量目標

	令和元年度 〔2019〕 (現状)	令和7年度 〔2025〕 (中間目標年度)	令和12年度 〔2030〕 (最終目標年度)
事業系ごみ排出量(t/日)	20.5	18.5	18.1

4-5 目標値の年度・細目別一覧

表 3-7 年度・細目別目標値（年間総排出量）

項目	単位	R元年度 (現状)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
家庭系ごみ	t/年	25,819	23,964	24,065	24,219	23,860	23,568	23,271	23,038	22,677	22,278	21,882
家庭系ごみ（資源物除く）	t/年	19,954	18,526	18,602	18,721	18,444	18,218	17,989	17,808	17,530	17,221	16,914
燃やすごみ	t/年	17,918	17,076	17,146	17,254	16,998	16,789	16,579	16,414	16,158	15,875	15,593
燃やさないごみ	t/年	609	532	528	526	512	500	488	477	463	449	435
粗大ごみ	t/年	1,427	918	928	941	933	929	922	918	908	898	887
資源物	t/年	5,864	5,437	5,463	5,498	5,416	5,350	5,283	5,230	5,148	5,057	4,967
収集資源物	t/年	4,177	3,844	3,888	3,941	3,910	3,891	3,871	3,863	3,833	3,797	3,761
集団回収資源物	t/年	1,688	1,593	1,574	1,557	1,506	1,459	1,411	1,367	1,315	1,260	1,206
事業系ごみ	t/年	7,501	6,845	6,819	6,810	6,765	6,738	6,711	6,703	6,658	6,631	6,604
可燃ごみ	t/年	7,487	6,829	6,803	6,794	6,749	6,722	6,696	6,687	6,642	6,615	6,589
不燃ごみ	t/年	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
粗大ごみ	t/年	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
総ごみ排出量	t/年	33,320	30,809	30,883	31,029	30,625	30,306	29,983	29,740	29,335	28,909	28,486

表 3-8 年度・細目別目標値（家庭系：排出量原単位、事業系：1日あたり排出量）

項目	単位	R元年度 (現状)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
推計人口（外国人含む）	人	103,794	106,000	107,800	109,600	109,700	109,800	109,900	110,000	110,100	109,700	109,300
家庭系ごみ	g/人・日	679.6	619.4	611.6	603.8	595.9	588.1	580.1	572.2	564.3	556.4	548.5
家庭系ごみ（資源物除く）	g/人・日	525.3	478.8	472.8	466.7	460.6	454.6	448.4	442.3	436.2	430.1	424.0
燃やすごみ	g/人・日	471.7	441.4	435.8	430.1	424.5	418.9	413.3	407.7	402.1	396.5	390.9
燃やさないごみ	g/人・日	16.0	13.7	13.4	13.1	12.8	12.5	12.2	11.8	11.5	11.2	10.9
粗大ごみ	g/人・日	37.6	23.7	23.6	23.5	23.3	23.2	23.0	22.8	22.6	22.4	22.2
資源物	g/人・日	154.4	140.5	138.8	137.1	135.3	133.5	131.7	129.9	128.1	126.3	124.5
収集資源物	g/人・日	109.9	99.4	98.8	98.2	97.7	97.1	96.5	95.9	95.4	94.8	94.3
集団回収資源物	g/人・日	44.4	41.2	40.0	38.8	37.6	36.4	35.2	34.0	32.7	31.5	30.2
事業系ごみ	t/日	20.5	18.8	18.7	18.6	18.5	18.5	18.4	18.3	18.2	18.2	18.1
可燃ごみ	t/日	20.5	18.7	18.6	18.6	18.5	18.4	18.3	18.3	18.2	18.1	18.1
不燃ごみ	t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
粗大ごみ	t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総ごみ排出量	g/人・日	877.1	796.3	784.9	773.5	764.9	756.2	747.4	738.7	730.0	722.0	714.0

※ 端数調整の都合上、合計が一致しない場合があります

【参考】

減量に向けた主な取り組みの減量量の試算

本計画が定めた目標を達成するため、下記の取り組みは、ごみ減量化の効果が大きく、重点的に取り組む必要があるもの、いわゆる重点取組項目です。ここに掲げた試算を行動計画に展開し、目標の達成を目指します。

1 家庭系ごみ

(1) 燃やすごみ

ア 生ごみの減量

家庭系の燃やすごみのうち、生ごみは約 40%^{※1}を占めています。

また、生ごみは水分が 80%を占めています。徹底的な水切り等により、生ごみの約 5%の減量をした場合の減量量

$$\underline{472 \text{ g}^{\text{※2}} \times 0.4 \times 0.05 = 9.44 \text{ g}}$$

イ 食品ロスの削減

家庭系の燃やすごみのうち、食品ロスは約 10%^{※1}を占めています。

食品ロスの半分を削減した場合の減量量

$$\underline{472 \text{ g}^{\text{※2}} \times 0.1 \times 0.5 = 23.6 \text{ g}}$$

ウ 紙類の資源化

家庭系の燃やすごみのうち、資源化できる紙類は約 11%^{※1}を占めています。

半分以上を資源化した場合の減量量

$$\underline{472 \text{ g}^{\text{※2}} \times 0.11 \times 0.5 = 25.96 \text{ g}}$$

エ プラスチック容器包装

家庭系の燃やすごみのうち、資源化できるプラスチック類は約 8%^{※1}を占めています。

半分以上を資源化した場合の減量量

$$\underline{472 \text{ g}^{\text{※2}} \times 0.08 \times 0.5 = 18.88 \text{ g}}$$

※1 印西地区環境整備事業組合での組成分析

※2 令和元年度の燃やすごみ量

2 事業系ごみ

ア 紙類の資源化

印西地区ごみ処理基本計画により、事業系の可燃ごみに含まれる紙の割合は 16.9%で、50%の資源化をした場合の減量量

$$\underline{197 \text{ g}^{\ast 3} \times 0.169 \times 0.5 = 16.6 \text{ g}}$$

※3 令和元年度の印西市事業系ごみ原単位

イ 食品ロスの削減

農林水産省の試算から、1人1日当たりの、事業系の食品ロス量は約70gと推計されます。25%を削減した場合の減量量

$$\underline{70 \text{ g} \times 0.25 = 17.5 \text{ g}}$$

IV. ごみ減量のための行動計画（取組）について

1. 基本理念

ごみの減量のためには、市民、行政、事業者が連携し、環境への負荷の低減を目指して資源循環型社会への転換を進めていく必要があります。

そのため、以下を基本理念とします。

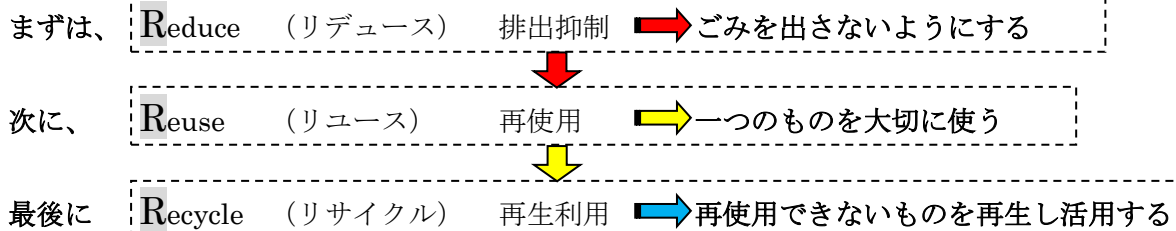
みんなで作ろう 美しいふるさと いんざい

～資源循環型社会への転換を目指して～

2. 目標達成に向けた施策の展開

資源循環型社会への転換を目指し、ごみの減量化・資源化の目標を達成するためには、ごみ処理基本計画に掲げた取組を行う必要があります。具体的な取組内容を以下に示します。

ごみ減量のための優先順位



目標達成に向けた3つの施策

アクション1 ごみの発生抑制

アクション2 ごみの分別・リユース・リサイクル

アクション3 情報発信・教育



アクション1 ごみの発生抑制

ごみの減量のためには「3R」のうち、まず1番目の「ごみを出さない（リデュース）」が重要です。また、世界的に食品ロスが大きな問題となっています。どのようにすれば、ごみを出さないようにできるかを考え、実行することが必要です。

例えば、ごみとなる余計なものを買わないという考えを持ち、物品や食材等の購入においては、特売品や値引品等に迷うことなく、本当に必要なものだけを買うということが必要です。

1-1 食品ロスの削減

①<新規>食品ロスの啓発

家庭からの食品ロスには、賞味期限前にもかかわらず捨てられている食品や、調理の際に食べられる部分が過剰に捨てられていることも多くなっています。また、飲食店等からの生ごみのうち、約6割がお客さんの食べ残した料理となっていることから、食品ロスの啓発等により減量を進めます。

- ・食品ロスの現状の周知
- ・エコクッキングレシピの啓発
- ・冷蔵庫チェック表の啓発
- ・3010運動の啓発
- ・フードドライブ事業の周知

②<新規>フードドライブ事業への協力

食品ロスの削減のため、フードドライブ事業に積極的に協力します。

- ・環境フェスタ等イベントでの回収
- ・臨時回収拠点の設置など協力

③<新規>（仮）食品ロス削減協力店登録制度の検討

食品ロス削減の取組として、食べきりやドギーバッグによる持ち帰りを推進している店舗の登録制度を検討します。

1-2 生ごみの減量

①<新規>生ごみの水切りの啓発

生ごみの水切りは、家庭で簡単行えるごみの減量化の手段のひとつです。生ごみは水分が80%を占めており、徹底的な水切りによって6～10%を減量できるとの調査報告もあることから「生ごみしぼり器」の活用等について啓発します。

- ・家庭で出来る生ごみ減量化事例の紹介
- ・生ごみしぼり器等の配布を検討

②生ごみ処理容器等購入補助制度の継続

生ごみ処理容器や生ごみ処理機を活用すると、より強力に生ごみの減量化が行えます。

現在、市が行っている生ごみ処理容器等の購入補助事業について、継続して実施します。

1-3 剪定枝の減量

①<新規>剪定枝粉碎機貸出の啓発

燃やすごみの減量化、資源化の推進のため、剪定枝粉碎機貸出の充実を図ります。

- ・台数、場所の検討

②<新規>（仮）剪定枝粉碎機購入補助制度の検討

燃やすごみの減量化、資源化の推進のため、剪定枝粉碎機購入補助制度について検討します。

1-4 事業系ごみの減量

①減量計画書の活用（訪問、指導）

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者（延べ床面積 3,000 m²以上又は小売店舗面積が 1,000 m²以上）が提出する減量計画書に基づき、評価、助言、指導等を行い、事業系ごみの減量化を推進します。

- ・事業系組成分析の活用（印西地区環境整備事業組合と連携）

②<新規>（仮）ごみ減量事業所の登録制度の検討

事業系ごみの減量化、資源化に取り組む事業所の登録制度を検討します。

- ・事業系ごみ減量マニュアルの作成を検討

③<新規>事業系食品廃棄物の削減の促進

宿泊、飲食業からでる燃やすごみのうち、約 50%は厨芥類との調査結果もあることから、啓発等により減量を進めます。

- ・説明会の内容見直し
- ・フードバンクや堆肥化など啓発

1-5 ごみ処理手数料

①<継続検討>ごみの有料化の検討

ごみの有料化は、経済的インセンティブを活用したごみの排出抑制や再生利用の推進及び市民の意識改革を進めるために、非常に重要な取り組みとなります。粗大ごみ等の有料化の導入時期については、これまでの検討結果やごみ排出量の現状、将来排出量の予測等を踏まえ、印西地区環境整備事業組合及びその構成市町と協議検討をします。

②<新規>事業系ごみ処理手数料の適正化の検討

事業系ごみ処理手数料については、クリーンセンターにおける処理経費の現状を踏まえ、より経済的インセンティブが働くよう印西地区環境整備事業組合及びその構成市町と協議検討をします。

アクション2 ごみの分別・リユース・リサイクル

ごみを出さないライフスタイルへ転換し、極力出すごみを減量したあとは、出たごみへの適正な分別を推進していくことが重要です。

わかりやすい分別や排出方法、資源化の検討など、地域や事業者と連携した取り組みを推進していきます。

2-1 資源の分別

①資源の分別の徹底（意識啓発）

家庭系の燃やすごみには、資源化できる紙類やプラスチック製容器包装類が多く含まれています。広報紙、ホームページ、ごみ減量化等説明会等を通じ、分別意識の徹底を図ります。

- ・廃棄物減量等推進員（クリーンアドバイザー・クリーンパートナー）や町内会等と連携
- ・雑がみ等の分別の促進（雑がみ回収袋の作り方の説明など）

②ごみ減量化等説明会の充実

ごみの減量化、資源化を効果的に進めていくには、市民の協力が不可欠です。

自治会・町内会などの集会等において、ごみ処理の現状や分別方法などに関する説明を行い、市のごみ処理施策への協力を求めるとともに、市民の声を直接聴ける意見交換を行います。

- ・地域活動に合わせたブッシュ型の説明会を検討

2-2 資源回収

①有価物集団回収奨励金交付事業の継続

有価物集団回収事業については、市民が実施する効果的なリサイクル活動として既に定着していることから引き続き継続し、今後も回収団体数の増加が図れるよう3年程度の周期により検証を行い、事業の充実を図ります。

②資源物店頭回収店の活用

多くの店舗では、牛乳パック、白色トレイ、ペットボトルなど資源を回収に取り組んでいます。店頭回収を行っている市内店舗を一覧化して紹介します。

③<新規>資源物として新たに回収できる品目についての検討

ごみの減量化、資源化の推進のため、国の動向や近隣自治体等の取組を参考にして新たな資源物回収品目や回収方法を印西地区環境整備事業組合及びその構成市町と検討します。

- ・プラスチック製品や剪定枝

2-3 リユース

①リユース事業の継続

リサイクル情報広場事業や子ども服リユース事業（おさがりマルシェ）を継続します。

- ・関係課との連携
- ・子ども服リユース事業（おさがりマルシェ）の実施方法等を検討

②<新規>粗大ごみの再使用の促進

粗大ごみ再使用の仕組みを検討します。

印西地区環境整備事業組合が実施している粗大ごみリサイクル事業とリサイクル情報広場事業の情報の連携を検討します。

アクション3 情報発信・教育

減量化・資源化を推進していくには、住民・事業者がごみについて考え、意識を変えていく必要があります。そのため、市はわかりやすい情報発信に努めるとともに、幼少時からのごみ減量意識を醸成する必要があります。

3-1 情報発信

①広報紙、ホームページ等による提供

ごみの減量化、資源化を効果的に進めていくには、市民・事業者の方々が現状を正しく理解することが重要です。引き続き、広報紙記事のシリーズ化、ホームページやスマートフォンアプリ等を活用した情報提供に努めるとともに、より効果的な情報発信の方法についても検討します。

- ・減量目標値と達成度などの現状
- ・経済性（ごみ処理費用）や衛生面からの必要性
- ・回覧等を活用し市民による啓発活動と連携
- ・禁忌品の混入情報

②ごみ減量映像による視覚的広報

ごみ減量化、資源化を効果的に進めるため、ごみ減量映像を作成して視覚的広報に努めます。

③廃棄物減量等推進員制度の継続

ごみの減量化、資源化の推進は、市民一人ひとりの自覚と協力が不可欠です。

地域ぐるみで積極的かつ自主的な活動が必要となるため、地域の実情に応じて活動を行うクリーンパートナー制度を継続します。また、リーダーシップを発揮して啓発活動を行うクリーンアドバイザーの育成等を図ります。

3-2 環境教育

①ごみ処理施設や資源化施設等見学による学習機会の提供

ごみ処理施設や資源化施設等の見学を通して、施設を活用した体験型の学習機会を提供します。

②児童・生徒向けの学習機会の提供

ごみの減量化、資源化の推進には、将来の担い手である子どもたちへの環境教育が重要です。このため、市内小学校・中学校に職員が出向き、授業の補助的なものとして、ごみ処理の現状や分別方法などに関する説明を行い、市のごみ処理施策への協力を求めるとともに、子どもたちの声を直接聴ける意見交換を行います。

③環境啓発イベント等による学習機会の提供

市民参加型のイベントを開催することで、ごみの減量化、資源化についての学習機会を提供します。

- ・生ごみ水しぼり器等の利用の促進
- ・生ごみ処理容器や段ボールコンポストの事例の紹介
- ・マイバッグの利用の促進
- ・雑がみ等の分別の促進（雑がみ回収袋の作り方の説明や配布など）

3. 各施策の実施時期

1 新規施策及び継続検討施策

次の施策については、令和3年度から検討を行い、検討が終了し次第、検討結果に応じて施策を実施していきます。

- 1-1 ①食品ロス削減の啓発
- 1-1 ②フードドライブ事業への協力
- 1-1 ③（仮）食品ロス削減協力店登録制度の検討
- 1-2 ①生ごみの水切りの啓発
- 1-3 ①剪定枝粉碎機貸出の啓発
- 1-3 ②（仮）剪定枝粉碎機購入補助制度の検討
- 1-4 ②（仮）ごみ減量協力事業所の登録制度の検討
- 1-4 ③事業系食品廃棄物の削減の促進
- 1-5 ①ごみの有料化の検討
- 1-5 ②事業系ごみ処理手数料の適正化の検討
- 2-1 ②ごみ減量化等説明会の充実
- 2-2 ③資源物として新たに回収できる品目についての検討
- 2-3 ②粗大ごみの再使用の促進

2 前計画から継続して実施する施策

次の施策については、引き続き、継続的に施策を実施していきます。

- 1-2 ②生ごみ処理容器等購入補助金制度の継続
- 1-4 ①減量計画書の活用（訪問・指導）
- 2-1 ①資源物の分別の徹底（意識啓発）
- 2-1 ②ごみ減量化等説明会の充実
- 2-2 ①有価物集団回収奨励金交付事業の継続
- 2-2 ②資源物店頭回収店の活用
- 2-3 ①リユース事業の継続
- 3-1 ①広報紙、ホームページ等による提供
- 3-1 ②ごみ減量映像による視覚的広報
- 3-1 ③廃棄物減量等推進員制度の継続
- 3-2 ①ごみ処理施設や資源化施設等見学による学習機会の提供
- 3-2 ②児童・生徒向けの学習機会の提供
- 3-2 ③環境啓発イベント等による学習機会の提供

V. 計画の進行管理

1. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているかチェックを行う等の進行管理を行うとともに、事業効果等を的確に評価できる体制づくりを進めます。本計画の進行管理については、計画の策定（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施します。

（1）進行管理体制の確立

本計画の施策の推進状況を管理する体制を構築し、施策の推進にあたります。

（2）進行状況の評価及び公表

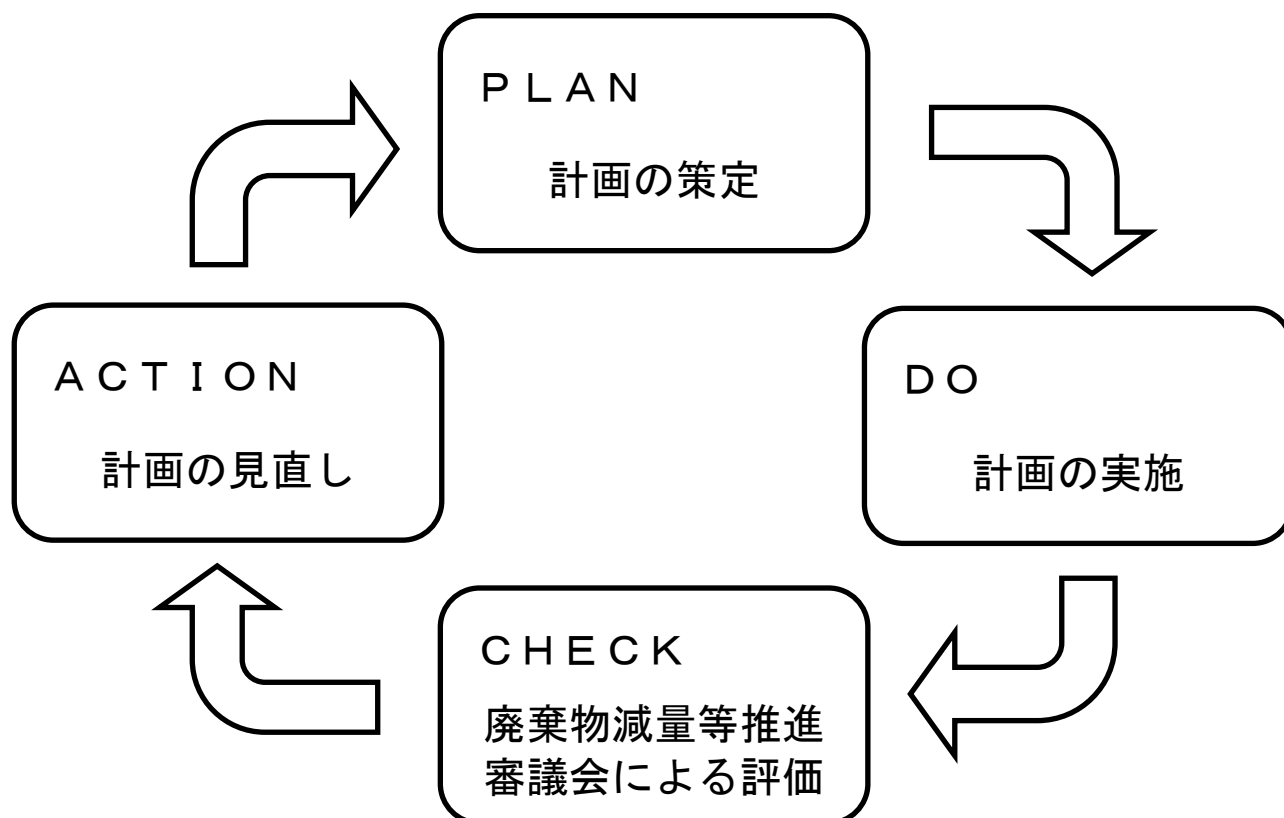
本計画の具体的な施策の実施状況や数値目標の達成状況等を評価し、課題をまとめ、評価結果を公表します。

（3）次期計画への反映

評価した内容や課題については、次期の計画へ反映し、改善します。

2. 計画の実施

住民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を明確にし、統合的な取組を計画的かつ継続的に推進します。



【 資 料 編 】

資料 1 用語集

資料 2 清掃事業の沿革

資料 3 ごみ収集運搬フロー図


ごみ処分フロー図

資料 4 第 3 次ごみ減量計画に係る経緯

印西市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

用語集

用語	説明
一般廃棄物	産業廃棄物（事業活動に伴って発生した廃棄物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた品目に該当するもの）以外の廃棄物
印西地区環境整備事業組合	印西市・白井市・栄町のごみを共同処理している一部事務組合で、印西クリーンセンターや印西斎場等の施設を管理運営している。
印西地区ごみ処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、印西地区環境整備事業組合が策定する法定計画で、同組合及び構成市町共通の長期的な視野に立ったごみ処理の基本的な事項を定めるもの。
エコクッキング	料理をする際、「買い物」「調理」「食事」「片づけ」の場面で、環境に配慮した工夫をすること。
クリーンパートナー	各町内会長等からの推薦を受けた方に市長が委嘱した者。ごみ集積所における分別及び排出マナーの周知などを行う。
クリーンアドバイザー	ごみの減量や分別に関する知識と関心を有する方の中から市長が委嘱した者。ごみの減量についての啓発活動などを行う。
経済的インセンティブ	経済的な動機付け
3010 運動	宴会時の食べ残しを減らすため、開始後 30 分間と終了前 10 分間は席を立たずに料理を楽しむよう呼びかけること。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めるもの。
食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品。
3 R（スリーアール）	ごみの減量化のための取組を表す用語で、Reduce（ごみの発生抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）の頭文字をとったもの。
段ボールコンポスト	段ボールを用い、生ごみ等を微生物の力で発酵・分解させ、たい肥化すること。
千葉県廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、千葉県が策定する法定計画で、県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示すもの。
出口側の循環利用率	廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。 出口側の循環利用率＝循環利用量 / 廃棄物等発生量
ドギーバッグ	飲食店等で食べ残したものを持ち帰るための容器。
廃棄物減量等推進員	印西市廃棄物減量等推進員設置要綱に規定されている「クリーンアドバイザー」と「クリーンパートナー」のこと。
フードバンク フードドライブ	家庭で使われていない食品を提供していただき、福祉施設や団体、個人等に提供する活動。
プッシュ型	市民からの要請に応ずるのではなく、市側から積極的に働きかけを行っていくこと。

用語	説明
プラスチック製容器包装	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で規定された「容器包装」のうち、プラスチック製のもの。  が目印。
有価物集団回収奨励金	町内会や子ども会などの団体に紙類や空き缶などの有価物を収集し、回収業者に引き渡してリサイクルを行う活動に支払われる奨励金。

清掃事業の沿革

- | | | |
|------------------|------|--|
| 昭和 29 年 (1954 年) | 7 月 | ・清掃法 (昭和 29 年法律第 72 号) が施行 |
| 昭和 38 年 (1963 年) | 1 月 | ・清掃法の規定による特別清掃区域の指定を受ける。 |
| 昭和 39 年 (1964 年) | 3 月 | ・町営塵芥焼却場が完成: 4t/日/8h (竹袋地先)
* 所管課は住民課 |
| 昭和 46 年 (1971 年) | 9 月 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) が施行 |
| 昭和 47 年 (1972 年) | 4 月 | ・印西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を施行
* 所管課が保健衛生課に変更 |
| 昭和 51 年 (1976 年) | 3 月 | ・印西地区環境整備事業組合の設立 (処理事務: 塵芥処理) |
| 昭和 54 年 (1979 年) | 3 月 | ・白井清掃センターが業務開始 (印西地区環境整備事業組合) |
| 昭和 56 年 (1981 年) | 8 月 | ・空き缶プレス場を設置 (大森地先) |
| 昭和 57 年 (1982 年) | 4 月 | ・ごみ袋を指定 (4 種分別)、有料化 (1 枚 20 円) |
| | 5 月 | ・第 1 回ゴミゼロ運動の実施 (1 都 9 県) |
| | 10 月 | ・可燃ごみ収集運搬委託を開始 (2 業者) |
| | 12 月 | ・町営塵芥焼却場の煙突解体 |
| 昭和 59 年 (1984 年) | 7 月 | ・有害ごみ (電池・蛍光管・体温計) の分別収集開始 |
| 昭和 61 年 (1986 年) | 4 月 | ・ごみ袋指定を廃止、分別を 2 種類に変更
・印西クリーンセンター業務開始、事業系一般廃棄物処理手数料 10 円/kg、60 年 12 月から白井清掃センターを予備炉とする。
(印西地区環境整備事業組合) |
| | 10 月 | ・不用品情報コーナーの設置 |
| 昭和 62 年 (1987 年) | 4 月 | ・町営塵芥焼却場を廃止 |
| 平成 元年 (1989 年) | 4 月 | ・有価物集団回収奨励金制度を施行
* 団体への奨励金 4 円/kg を交付 |
| | 5 月 | ・空き缶プレス場を解体 |
| 平成 3 年 (1991 年) | 4 月 | ・生ごみ堆肥化容器購入設置補助金制度の施行
* 補助率 1/2、補助上限額 3,000 円
・有価物集団回収奨励金制度を改正
* 団体への奨励金を 5 円/kg、回収業者への奨励金を 1 円/kg とする。 |
| | 10 月 | ・不燃ごみ収集運搬委託を開始 (2 業者)
・再生資源利用促進法 (平成 3 年法律第 48 号) が施行 |
| | 11 月 | ・第 1 回印西町ごみ博覧会を開催 |
| 平成 4 年 (1992 年) | 4 月 | ・課名を環境保全課に変更
・資源物収集を開始 (全町内) 収集運搬委託業者 1 社
・資源物収集報奨金交付制度を施行
・有価物集団回収奨励金制度を改正
* 回収業者への奨励金を 2 円/kg とする。 |

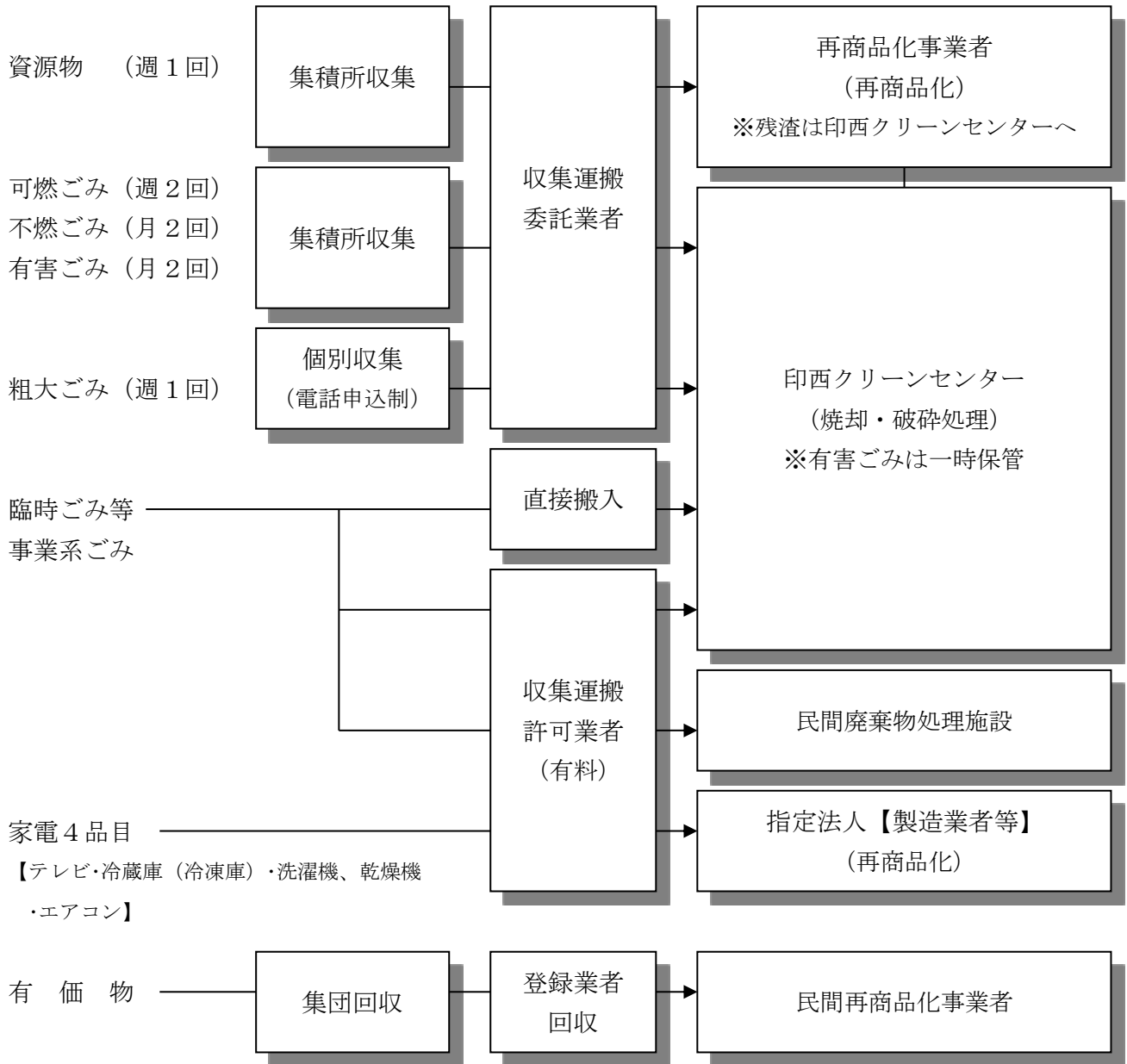
平成 5 年 (1993年)	3月	・印西地区ごみ処理基本計画を策定 (印西地区環境整備事業組合)
	4月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 *団体への奨励金を7円/kg、 回収業者への奨励金を3円/kgとする。
	11月	・環境基本法 (平成5年法律第91号) が施行
平成 6 年 (1994年)	7月	・クリーン印西推進運動を実施し、毎月第1月曜日をクリーン印西推進デーとする。
平成 7 年 (1995年)	4月	・課名を生活環境課に変更 ・粗大ごみ収集運搬委託を開始 (1業者)
平成 8 年 (1996年)	4月	・印西市市制施行 ・印西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止し、印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を施行する。 ・印西市廃棄物減量等推進審議会を設置する。 ・印西市都市廃棄物空気輸送施設収集要綱を施行し、都市廃棄物空気輸送事業を開始 (都心東地区業務系) ・有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収業者への奨励金を5円/kgとする。 ・生ごみ堆肥化容器購入設置補助金制度を改正 *コンポスト以外の容器 (EM容器) も補助金対象とした。
平成 9 年 (1997年)	4月	・組織を部課制とし、市民経済部生活環境課となる。 ・容器包装リサイクル法 (平成7年法律第112号) 施行に伴い資源物収集にペットボトルと飲料用紙パックを追加 ・印西市ごみ博覧会を実行委員会形式に改める。
平成10年 (1998年)	4月	・印西市生ごみ堆肥化処理容器購入補助金交付要綱を廃止し印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を施行する。 *生ごみ減量化機器も補助金対象とした。
	6月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が10円/kgから15円/kg (税別) になる。(印西地区環境整備事業組合)
	9月	・都市廃棄物空気輸送施設、住宅系の供用開始
平成11年 (1999年)	6月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が15円/kgから20円/kg (税別) になる。(印西地区環境整備事業組合) ・「一般廃棄物最終処分場」の供用開始 (印西地区環境整備事業組合)
平成12年 (2000年)	3月	・印西地区ごみ処理基本計画を改訂 (印西地区環境整備事業組合)
	4月	・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を改正 *生ごみ減量化機器の補助上限額を25,000円から30,000円とする。 ・印西市ごみ博覧会実行委員会をいんざい環境フェスタ実行委員会に改める。
	6月	・循環型社会形成推進基本法 (平成12年法律第110号) が施

		行
平成13年(2001年)	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法が施行(再生資源利用促進法を一部改正) ・家電リサイクル法(平成10年法律第97号)の施行により対象品目であるテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の粗大ごみ収集を廃止
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法(平成12年法律第116号)が施行
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物収集にプラスチック製容器包装ごみを追加
平成14年(2002年)	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・印西市ごみ減量計画の策定
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・印西市指定ごみ袋制度を施行
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法(平成12年法律第104号)が施行
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル情報広場取扱要領を策定し不用品交換を開始
平成15年(2003年)	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物収集報奨金交付制度を廃止
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の改正 *補助率2/3、補助上限金額を30,000円から40,000円とする。
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクルの開始
平成16年(2004年)	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法対象品目に電気冷蔵庫が追加される。 ・資源物収集による紙類、布類の売却開始
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・オートバイメーカーによる二輪車リサイクルシステム開始に伴い原付バイクの粗大ごみ収集を廃止
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノーレジ袋デー」(毎月5日)の制定、実施 ・廃食油拠点回収開始(7箇所)
平成17年(2005年)	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法(平成14年法律第87号)が施行
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・印西地区ごみ処理基本計画の改訂(印西地区環境整備事業組合)
平成18年(2006年)	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食油拠点回収場所の拡大(7箇所から8箇所へ)
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・市制施行10周年記念ゴミゼロ運動の実施
平成19年(2007年)	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・印西市マイバッグ普及促進協力店制度開始(協力店12店)
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収業者への奨励金を4円/kgとする。 ・資源物収集によるカン類の売却開始
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・印西市、白井市、印旛村、本埜村にて指定ごみ袋統一 *燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用
平成20年(2008年)	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例施行
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例による重点区域での過料徴収開始 ・有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収業者への奨励金を2円/kgとする。 ・印西地区環境整備事業組合へ塵芥処理事務の一部(収集運搬業)

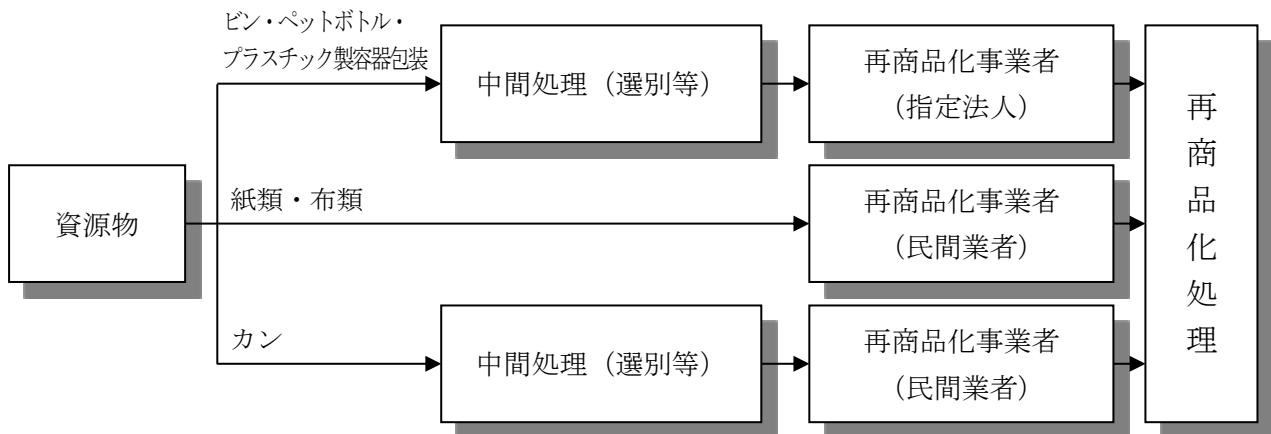
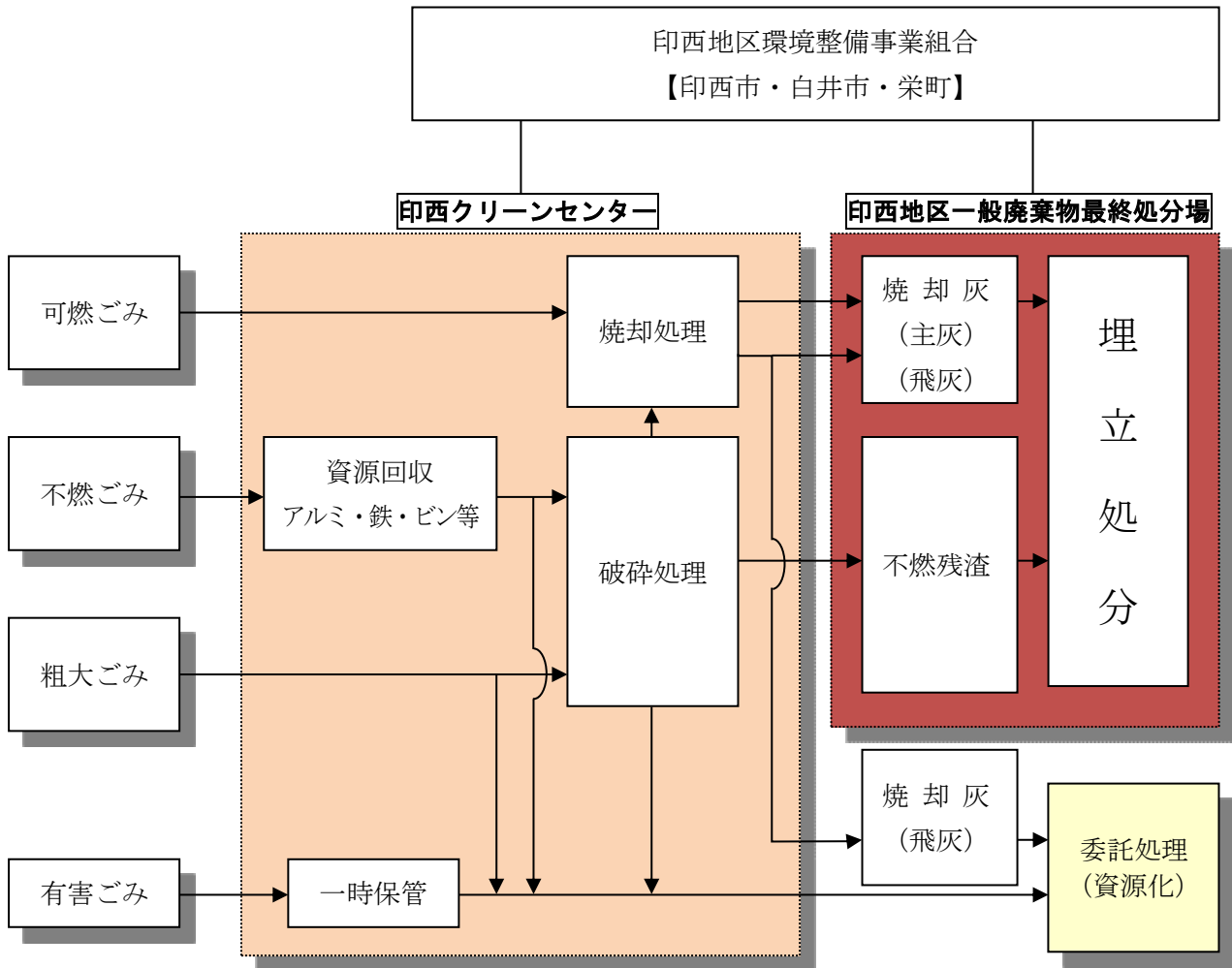
			務) を移管
平成21年(2009年)	3月	・	印西地区ごみ処理基本計画の改訂(印西地区環境整備事業組合)
	4月	・	有価物集団回収奨励金制度を改正 *団体への奨励金を5円/kgとする。
		・	家電リサイクル法対象品目に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加
		・	印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が21円/kgから250円/10kg(税込)となる。(印西地区環境整備事業組合)
	6月	・	印西クリーンセンター次期中間処理施設整備検討委員会の設置(印西地区環境整備事業組合)
平成22年(2010年)	3月	・	印旛村、本埜村を編入し、新印西市となる。
		・	課名をクリーン推進課に変更
		・	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を改正
		・	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例を改正
		・	印西市不法投棄監視員設置要綱を改正
		・	印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を改正
		・	印西市有価物集団回収奨励金交付要綱を改正
	4月	・	有価物集団回収奨励金制度を改正 *団体への奨励金を6円/kgとする。
	9月	・	第1回クリーン印西推進運動統一美化キャンペーンの実施
平成23年(2011年)	1月	・	不法投棄物協働撤去事業の開始
	3月	・	東日本大震災による廃棄物の受入のため、仮置場を設置 *印西市草深1619-1 滝野プラザ南側空地約4ha 都市再生機構所有地 受入総量約720t
		・	都市廃棄物空気輸送事業を中止
平成24年(2012年)	3月	・	第2次印西市ごみ減量計画の策定
	7月	・	生ごみ処理機・剪定枝粉碎機の貸出事業開始
平成25年(2013年)	3月	・	有価物集団回収奨励金交付要綱を改正
	4月	・	有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収品目にペットボトルを追加する。
	4月	・	多量排出事業者へ説明会を初めて開催
	12月	・	次期中間処理施設対策室を設置
平成26年(2014年)	4月	・	大型生ごみ処理機実証実験開始
		・	印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が250円/10kgから260円/10kg(税込)となる。(印西地区環境整備事業組合)

	6月	・廃棄物減量等推進員制度開始
	10月	・ごみを減らす暮らしづくり講演会開催
平成27年（2015年）	2月	・使用済小型電子機器等の拠点回収開始
	8月	・携帯電話スマートフォン用アプリによるごみ分別等の情報「さんあ〜る」の配信開始
	10月	・3R推進シンポジウム開催
平成28年（2016年）	4月	・資源物とごみの分け方出し方改訂 ・スプレー缶の排出方法を資源物に変更
平成29年（2017年）	3月	・印西市災害廃棄物処理計画策定 ・ごみ減量化モデル地区事業実施要領施行
	9月	・事業系廃棄物適正処理パンフレット発行
	11月	・子ども服リユース事業「おさがりマルシェ」実施
平成30年（2018年）	1月	・廃棄物減量等推進員印西市表彰等推薦基準策定
	4月	・クリーン推進班を推進係に、不法投棄対策班を不法投棄対策係に変更
平成31年（2019年）	1月	・減量啓発映像制作、公開
	3月	・印西地区ごみ処理基本計画策定
令和元年（2019年）	10月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が260円/10kgから270円/10kg（税込）となる。（印西地区環境整備事業組合） ・台風15号による災害廃棄物約10トンを処理
令和2年（2020年）	1月	・廃棄物減量等推進員表彰式

ごみ収集運搬フロー図



ごみ処理フロー図



第3次ごみ減量計画に係る経緯

日付	内容
令和2年3月10日	市長から廃棄物減量等推進審議会会長へ第3次印西市ごみ減量計画について諮問
令和2年10月30日	令和2年度第1回印西市廃棄物減量等推進審議会を開催
令和2年12月25日	令和2年度第2回印西市廃棄物減量等推進審議会を開催
令和3年2月15日 ） 令和3年3月1日	第3次印西市ごみ減量計画（案）の市民意見公募（パブリックコメント）を実施
令和3年3月15日	令和2年度第3回印西市廃棄物減量等推進審議会を開催
令和3年3月29日	廃棄物減量等推進審議会会長から市長へ第3次印西市ごみ減量計画について答申
令和3年3月31日	第3次印西市ごみ減量計画の決定

印西市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役職	氏名	種別	委嘱期間
会長	小熊 清	識見を有する者 (温暖化防止印西)	令和元年9月～令和3年8月
	友野 吉弘	識見を有する者 (印西市校長会)	令和2年4月～令和3年8月
	高澤 康子	市民代表 (ごみと暮らしを考える会)	令和元年9月～令和3年8月
	吉村 仁	市民代表 (印西市クリーンアドバイザー)	令和元年9月～令和3年8月
	齋藤 郁世	市民代表 (印西市女性の会)	令和元年9月～令和3年8月
	吉岡 明	市民代表 (印西市町内会自治会連合会)	令和元年9月～令和3年8月
	宮崎 賢広	市民代表 (印西市町内会自治会連合会)	令和元年9月～令和3年8月
	稲富 俊隆	市民代表 (印西市町内会自治会連合会)	令和元年9月～令和3年8月
	鹿目 修	市民代表 (公募)	令和元年9月～令和3年8月
	森内 栄一	市民代表 (公募)	令和元年9月～令和3年8月
	山口 道子	事業者代表 (印西市商工会)	令和元年9月～令和3年8月
	川井 大海	事業者代表 (イオンリテール株式会社)	令和元年9月～令和3年8月

第3次印西市ごみ減量計画

令和3年3月発行

編集・発行 印西市環境経済部クリーン推進課
〒270-1396
千葉県印西市大森2364番地2
